

学校における防火安全対策について

都内公立小学校における火災をうけ、区立学校における防火安全対策について、以下のとおり報告します。

1 学校への安全点検等の対応状況について

- (1) 防火管理者(副校長)にて作成し、消防署に届出している消防計画について、実態に即し、かつ、有事の際に、適切に行動できるよう内容を再確認すること、及び教職員等の施設関係者に内容を改めて周知するよう依頼。
- (2) 定期点検において、日常的な使用する場所(教室や特別教室等)だけでなく、使用しない場所についても火災の発生の可能性の有無について点検し、その結果、異常が認められた場合は速やかに対応するように周知。なお、点検及び安全管理に当たっては、特に次の事項に留意するよう依頼。
 - ア 幼児・児童・生徒が使用しない場所(準備室等)についても整理整頓の状況及び火災の発生の可能性の有無について定期的に点検をする。
 - イ 教職員が個人所有の電気製品(サーキュレーター、電気ストーブ等)を、学校の許可なく校内へ持ち込んだり使用したりしないようにすること。許可を得て使用する場合も、定期的に管理職が使用状況を確認する。
- (3) 避難経路となる階段や踊り場、非常口及び、防火シャッター、防火扉付近に物品を置かないことを徹底するよう依頼。

2 避難器具訓練の実施について

- (1) 訓練概要
火災等の際に、学校等の施設関係者が躊躇なく避難器具(救助袋・垂直式、救助袋・斜降式、梯子)を使えるよう、使用方法等に習熟することを目的とした避難器具の場所、使用方法の確認、実演及び自ら救助袋等を組み立て、設置、使用する訓練を業者委託により実施する。
- (2) 対象者
学校等の施設関係者を対象とする。怪我等の可能性を考慮し、児童・生徒は対象としない。
- (3) 実施対象校
救助袋・垂直式、救助袋・斜降式、梯子の設置がある全区立小中学校(小学校 35 校、中学校 19 校、小中一貫校 1 校の合計 55 校)
- (4) 実施時期
令和 8 年 10 月～11 月の訓練実施を想定
※雨天延期も考慮に入れて令和 9 年 2 月末までに全校で訓練を実施する。